

消費税の使途

消費税の税率は、平成26年4月に5%から8%、令和元年10月には8%から10%に引き上げられました。税率の引き上げにより増収となる地方消費税(※)収入については、地方税法の規定により、社会保障4経費(年金、医療、介護、少子化に対処するための施策)・その他社会保障施策(社会福祉、社会保険及び保健衛生に関する施策)に要する経費に充てるものとされています。

令和6年度決算の地方消費税交付金は170億円、うち税率引き上げによる増額分は106億円であり、その使途は以下のとおりです。

(単位：百万円)

事業		令和6年度 決算額	財源内訳		
			特定財源	一般財源	うち地方消費税交付 金(引き上げ分)
社会福祉	障がい者福祉事業	328	19	309	53
	高齢者福祉事業	780	229	552	95
	児童福祉事業	16,455	9,985	6,470	1,119
	幼児教育・保育事業	34,939	14,316	20,622	3,566
	生活保護事業	23,600	18,674	4,925	852
社会保険	国民健康保険事業	7,982	2,965	5,017	867
	介護保険事業	9,760	111	9,650	1,668
	後期高齢者医療事業	10,019	1,352	8,667	1,499
保健衛生	疾病予防対策事業	4,390	982	3,408	589
	その他保健衛生事業	2,964	1,569	1,395	241
合計		111,217	50,202	61,015	10,550

(端数調整の関係上、合計が一致しない場合があります。)

※ 地方消費税：消費税は、国の消費税と地方消費税に分かれます。それぞれの税率は以下のとおりです。

税率	国の消費税	地方消費税
5%	4.0%	1.0%
8% (H26.4~)	6.3%	1.7%
10% (R1.10~)	7.8%	2.2%